



組合員への処分無効と謝罪文掲示

命令未だ履行されず

命令書交付から1週間



命令の概要
はこちら

命令履行が発生する根拠はこれ！

⇒救済命令は、①中央労働委員会が再審査の結果、初審命令（都労委の命令）を取り消し、または変更したとき、②救済命令等が確定するまでの間に当事者間で和解が成立し、労働委員会が和解の認定を行ったときに、その効力を失います。

⇒したがって、不服があり、中央労働委員会に再審査申立てを行ったとしても、裁判所に取消訴訟を提起したとしても、初審命令の効力は停止しないため、使用者は初審命令を履行する必要があります。

もし命令を履行しないとどうなる？

⇒労働委員会は地方裁判所に不履行通知を行い、過料が課される場合があります。

ソース：中央労働委員会公式サイト「よくあるご質問」ページ



令和2年不第110号事件
「JR東日本
パンフ配布処分事件」
会社の主張はバツサリ
約3年という長い審査を経て、6月7日に東京都労働委員会（都労委）より救済命令が出された。輸送サービス労組の主張が全面的に認められた命令は、組合活動の正当性が公に認められたことを意味し、加入をためらう仲間にとっても堂々と運動を展開してきた組合員にとってもプラスになる。

詳しくは上の二次元コードまたは都労委の公式サイト「命令等概要」のページから確認できるが、会社の一見正当な主張は本事件の争点からして「採用できない」とバツサリ切られている。

なお、命令書記載の命令事項は同書発行から1週間以内に履行することとなっている。会社は中央労働委員会（中労委）への再審査（裁判で言えば控訴審相当）を申し立てるとしているが、申し立てた時点で今回の命令を履行しなくていいという理屈は通らない。中労委や裁判所の裁定が下らない限り、何を言おうが守らなければならないことは解っているはずだ。

命令の不履行で企業イメージは低下必至！
違法行為のない健全な会社になるという姿勢を
命令の履行をもって内外に示すべきだ！